

鎌倉市立小中学校における今後の教育活動について ～コロナ禍における鎌倉市学校継続ガイドライン（R3.10.1版）～

感染力の非常に強いデルタ株の感染が急速に拡大し、8月2日に神奈川県に発出された緊急事態宣言が新規陽性者数の減少などにより9月30日に解除されました。しかし、新型コロナウイルスがなくなったわけではなく、デルタ株の子どもへの感染は今後も懸念されることから、今後も引き続き、本ガイドラインに基づき感染症対策を徹底しつつ教育活動を実施します。ご家庭でも改めてガイドラインの内容をご確認いただき、ご家庭においても感染症対策を徹底してくださるようお願いいたします。

なお、今回のガイドラインは、国や県の状況を踏まえ、変更することもあります。

1 基本的な考え方

学校では新しい生活様式で教育活動に取り組んでいるところです。引き続き児童・生徒の安全、安心を第一とし、3つの密（密閉、密集、密接）を避けて、「マスクの適切な着用」や「手洗い・うがいの徹底」など持続可能な感染症対策を行いながら、子ども同士のふれあいや健やかな成長も大切にしたい教育活動を行ってまいります。

2 感染症対策について

(1) 基本的な感染症対策

ア 感染源を絶つこと

- ・各家庭で毎朝の検温（家庭で用紙に記入）及び風邪症状の確認をしてください。
- ・本人又は同居の家族に体調不良や発熱等の風邪症状がある場合は、必ず自宅で休養させてください。登校の判断についてのフローチャートは別紙「新型コロナウイルス感染症対策に係る登校の判断について」をご確認ください。
- ・感染が心配で保護者が登校を差し控えると判断した場合は、欠席扱いとはしません。
- ・登校後に体調不良や発熱等の風邪症状がある場合は、学校に留め置かず帰宅することになりますので、ご家庭等に連絡します。必ず連絡が取れる連絡先を学校にお知らせください。なお、症状がなくなるまでは自宅で休養させてください。
- ・教職員も児童・生徒と同様に検温し、体調管理に努めるとともに、体調不良や発熱等の症状がある場合は、自宅で休養します。

イ 感染経路を絶つこと

- ・うがいや手洗い、咳エチケットの徹底、マスクの適切な着用を指導します。手洗いの回数が多くなりますのでハンカチやタオルを必ず持たせてください。
- ・登下校中について、人と十分な距離を確保できる場合を除きマスクを着用します。
- ※ マスクの着用については、厚生労働省 HP 新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）「4 問1 マスクはどのような効果があるのでしょうか。」を参考にしてください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fevere_qa_00001.html#Q4-1

ウ 抵抗力を高めること

十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事に心掛けるよう、ご家庭でもご協力をお願いいたします。

(2) 集団感染のリスク対応

ア 次の「3つの密が重なる場」及び「大声」を避けるように徹底します。

- ①換気の悪い密閉空間
- ②多数が集まる密集場所
- ③間近で会話や発声をする密接場面

イ 換気の徹底など

- ・教室は、可能な限り2方向の窓や扉を開けて行います。エアコン使用時にも同

様の換気を行います。また、体育館の授業の場合は窓や扉を開けるなど換気しながら行います。

- ・冬季には、換気により室温をたもつことが困難な場合が生じることから、室温低下による健康被害が生じないように、児童・生徒に暖かい服装（保温・防寒目的の衣服の着用）で過ごすこととします。

ウ 学校生活においては、十分な身体的距離が保てる場合や食事の除いて、教職員、児童・生徒もマスクを着用します。

ただし、次の場合には感染症対策をしたうえで、マスクを外します。

- ・気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日に屋外で活動する場合（登下校を含む）
- ・上記のほか熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合
- ・体育の授業やその他の活動における運動時

マスクを外す指導にも関わらず、児童・生徒がマスクの着用を希望する場合は、気温や活動内容を踏まえて事故防止に留意します。

エ フェイスシールドやマウスシールドのみの使用は、マスクに比べ効果が弱いためマスクなしでフェイスシールドやマウスシールドのみで学校内で過ごす場合には身体的距離を確保して使用します。

オ 体育の授業においても、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高い場合を除き、運動前後の着替え・移動・指導内容説明・話し合い・用具準備・後片付けの時などはマスクを着用して行います。

(3) 授業の方法等について

ア 授業では、感染リスクの高い学習活動については回避するとともに、飛沫が飛ぶことのないようマスクを着用して、児童・生徒の席の間に一定の距離を確保します。

イ ペア学習やグループ学習を行う場合は、近距離を避け、一定の距離を保って、マスクを着用し、大きな声を出さないよう取り組んでいきます。

ウ 発表や意見交換を伴う活動は、ICT機器を活用することやワークシートに記入することなどにより、児童・生徒同士の接触や近距離での対話をしないよう工夫します。

エ 児童・生徒が密集して長時間活動する学習活動等はありません。

オ 十分な空間の取れる他の教室を活用するなど、教育活動の場の工夫に努めます。

カ 器具や用具を共有で使用するときには、使用前後の手洗いを行います。

キ 感染症対策を行った授業の例

理科：実験や観察は、マスクを着用し、児童・生徒が近距離で活動しないことや同じ方向を向くなど工夫して行うことを可能とします。

音楽：歌唱指導を行う場合は、常時換気するとともに、児童・生徒同士の間隔は、マスクを着用している場合であっても、前後方向及び左右方向ともに、できるだけ2m（最低1m）を開けて行います。リコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器の演奏指導を行う場合も同様に、大人数での演奏を避け、空間を十分に取り、密閉状態にならないよう注意します。

家庭、技術・家庭：実習を行う場合は、空間を十分に取り、密閉状態にならないよう注意して行います。教材、教具、情報機器等、児童・生徒の共用を避けるのが難しいものを使用した場合は、授業前後の手洗いを徹底します。また、調理実習は授業前後の手洗いに加え、実習の状況により授業中での手洗いが必要な場合は、手洗いを徹底します。

体育、保健体育：運動は原則として屋外で実施するとともに、やむを得ず体育館等屋内で実施する場合は呼気が激しくなる運動は避けます。また、密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動は避け、それ以外の運動は実施し、運動後の手洗いとうがいの時間を確保し徹底します。

(4) 学校行事等について

- ・各学校では、各教科等の授業時数の確保に努めつつ、児童・生徒にとっての学校行

事や体験活動、児童・生徒会活動、クラブ活動、部活動等がもつ教育的な意義を踏まえ、予め、その活動時間の確保にも留意します。

- ・その際には、感染防止の観点から、児童・生徒の安全・安心を第一とし、
視点1 各活動のねらいを改めて確認し、関連するものは統合します。
視点2 3密防止などの感染症対策を講じてもお感染リスクの高い活動は行いません。
視点3 準備や練習の時間を最小限とします。
といった観点から実施計画を抜本的に見直し、実施の有無を検討します。
- ・校外学習、遠足、集団宿泊的行事については、感染症対策を徹底したうえで実施できる方向で検討します。
- ・儀式的行事について（入学式、卒業式）
現在の状況を鑑みて、出席者は、当該学年児童・生徒、教職員、保護者（各家庭1名以内）で実施します。
- ・懇談会、授業参観、面談については、保護者を対象として、感染症対策を徹底したうえで実施できる方向で検討します。
- ・来賓や地域・一般の方の参観については、招待は当面の間行いません。
なお、保護者の方が学校に行く場合は、検温、健康状態の確認をして、マスク着用をお願いします。校内では、手洗いも併せてお願いします。

(5) 部活動について

部活動については、段階的に再開していくこととし、10月8日（金）までは、自校において自校生徒のみの活動とし、準備片付けを含め平日4日以内放課後90分、週休日いずれか1日昼食はさまず3時間を上限とし、10月9日（土）以降は、次のア～イに基づき活動します。

ア 活動について

- ・国、県、市の方針・ガイドラインや関係組織・団体のガイドライン等に基づき計画をし、引き続き次の内容を踏まえ、生徒の体力面や精神面に配慮して行います。
- ・感染対策
人との距離（密）、手洗いの徹底、換気、消毒（共用部を中心に）
- ・生徒の体調管理
健康観察、熱中症対策（水分補給、マスクの調整）

イ 対外試合等について

- ・市外の学校との対外試合等への参加は、可能とします。
- ・市外の学校等を会場に実施する場合は、感染リスクを低くするため移動時間が長くなならないよう、当面の間近隣地区での実施とします。目安として集合場所から活動場所までの移動時間を1時間程度とします。
なお、対外試合や発表会等への保護者等の応援・参観については、次のとおりとします。
 - ・学校等主催者が対策を十分講じ対応が可能な場合は、保護者の参観を可能とします。
 - ・同校の教職員、生徒の応援・参観は屋内外を問わず控えます。

(6) 給食等食事の場面

- ・食事の前後に必ず、手洗いをします。
- ・食事にあたっては飛沫を飛ばさないよう会話を控えるよう指導します。授業時のように前を向いて食べるなど、席を向かい合わせにしない工夫をします。
- ・食事後の会話時には必ずマスクを着用するよう指導します。

3 学習指導について

(1) 長期休業期間等

- ・冬季休業（令和3年12月25日～令和4年1月7日）

- ・小学校卒業式（令和4年3月18日）、中学校卒業式（令和4年3月9日）
- ・令和3年度修了式（令和4年3月25日）
- ・学年末、学年始休業（令和4年3月26日～4月4日）
- ・令和4年度入学式・始業式（令和4年4月5日）

(2) 学習指導等における配慮事項

指導計画により計画的に感染症対策を講じながら学習指導を進めます。

4 児童・生徒への支援について

(1) 児童・生徒の心のケア等について

- ・長期の臨時休業により、ストレスを抱え、心身の不調を訴える、基本的な生活習慣が崩れ、学校生活にすぐに適応できないなど、一人ひとりに応じたきめ細やかな対応が必要な場合は、相談機関等と連携して支援を行います。
- ・家庭内におけるストレスがある場合、担任、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー等による支援を行うとともに「24時間子どもSOSダイヤル」「鎌倉市いじめ相談ダイヤル」を周知し、児童・生徒の心のケア等に配慮します。また、虐待が疑われる場合は、児童相談所等と連携して子どもの安全第一を考え、支援していきます。

(2) 医療的ケアが日常的に必要な児童・生徒等について

- ・医療的ケア児が在籍する学校においては、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医・医療的ケア指導医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき、個別に登校の判断をします。
- ・基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童・生徒等についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、個別に登校の判断をします。
- ・登校すべきでないと判断した場合、出欠の扱いについて、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱います。
- ・医療的ケアを必要とする児童・生徒、基礎疾患のある児童・生徒等については、配慮をします。

(3) 感染症の指導について

児童・生徒に対して、新型コロナウイルスに関する正しい知識や、これらの感染症対策について、発達段階に応じた指導を行い、児童・生徒が感染のリスクを自ら判断し、適切な行動をとることができるように指導していきます。

(4) 差別・偏見・いじめなどについて

当該児童・生徒が差別・偏見・いじめなどの対象にならぬよう、十分な配慮、注意を行います。各ご家庭においても、同様にご指導をお願いします。

5 児童・生徒、教職員が感染した場合の対応

教育委員会は、保健所等と協議を行い、臨時休業等の場合は、教育委員会が保護者に通知します。当該児童・生徒等の行動範囲等を考慮して、学校内の消毒を行います。

(1) 児童・生徒本人が感染した場合

- ア 医療機関等から完治した旨の確認がとれるまで、当該児童・生徒は出席停止とします。
- イ 臨時休業等について
 - (ア) 原則として、当該児童・生徒が所属する学校全体について、直ちに休業や活動停止とせず、保健所等と休業の必要性の有無や休業を実施する場合の必要期間を相談・決定の上、対応します。臨時休業を行う場合は、必要な範囲を消毒します。当該校の教職員も、出勤せず自宅待機とします。
 - (イ) 臨時休業となった場合、当該校近隣校の教育活動への措置は、教育委員会が保健所と協議して決定します。

(2) 教職員が感染した場合（学級介助員・ALT等毎日の勤務でない職員及び学校の給食補助員も含みます）

ア 医療機関等から完治した旨の確認がとれるまで、出勤停止とします。

イ 臨時休業等については、上記(1)イの(ア)と同様の扱いとします。複数校を担当する教職員が感染した場合は、保健所等と協議の上、総合的に判断し、必要な場合には臨時休業等を実施するものとします。

(3) 在校中に臨時休業を決定した場合について

ア 中学校については、一斉下校とします。

イ 小学校については、お迎え下校（引き渡し下校）とします。

※児童本人が陽性と確認された場合、必要な場合には臨時休業としますので、在校している児童のお迎えをお願いします。お迎えがない場合には、定時の下校となります。

再開に際しては、保健所等と協議の上、総合的に判断します。

6 濃厚接触者となった場合

(1) 保護者等が感染し、児童・生徒が濃厚接触者となった場合

ア 児童・生徒本人の陰性が確認された場合でも、保健所等と相談の上、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間、自宅待機とし、欠席とはしません。

イ 原則臨時休業等は実施しませんが、保健所等との協議の上、実施を検討する場合があります。

(2) 教職員が濃厚接触者である場合

ア 教職員本人の陰性が確認された場合でも、保健所、学校と相談の上、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間、自宅待機とします。

イ 原則臨時休業等は実施しませんが、保健所等との協議の上、実施する場合があります。

7 児童・生徒、教職員がPCR等検査を受けた場合

(1) 児童・生徒がPCR等検査を受ける場合（予定の場合も含みます。以下同じ。）、学校に連絡し、結果が出るまで学校への登校は自粛してください。（同居家族が体調不良によりPCR等検査を受ける場合も同様です）

(2) 教職員がPCR等検査を受ける場合、結果が出るまで学校への出勤は自粛します。（同居家族が体調不良によりPCR等検査を受ける場合も同様です）

8 新型コロナウイルスワクチンを接種した場合

ア 児童・生徒の新型コロナウイルスワクチン接種及び接種後の副反応に係る出欠席については、当面の間、保護者の申し出により、出席停止扱いとします。

なお、インフルエンザ等の他ワクチン接種は適用外となります。

イ 本人及び同居の家族がワクチン接種後に発熱等の体調不良があった場合は、必ず自宅で休養してください。

9 その他

ア 今後の状況によっては、一部又は全部の学校において、臨時休業措置を行う場合があります。

イ 健康診断は、一定の距離を保って、飛沫を飛ばさないよう会話を控え、衛生面に配慮して実施していきます。

ウ インフルエンザについては、今まで通り、欠席とはしません。学校に連絡する際、インフルエンザと新型コロナウイルス等、病名を明確にお伝えください。学級閉鎖等について、これまで通り、学校医と相談の上、決めていきます。